

平成 23 年度 第 2 回 沖縄県環境審議会における委員意見等の概要

項目	第 2 回の審議会における意見等	事務局の説明
風力発電施設について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、沖縄県でどれくらいの風力発電施設があり、今後、どれくらいの風力発電施設が整備される可能性があるのか。 	<p>現在の稼働状況について、設置場所は 26 地点、設置基数は 35 基、総出力 22,078kw となっています。今後の具体的な設置計画については把握していませんが、新聞報道等によると沖縄本島北部で 2 基計画されています。今後、全国において再生可能エネルギーの導入が進んでいくことが想定され、本県の設置数も増加していくものと考えています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に設置されている風力発電施設について、規則改正後にアセス手続の対象となることはあるのか。 	<p>規則改正前に設置された風力発電施設については、条例に基づくアセス手続の対象にはなりません。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電施設へのバードストライクは、ビル等へのバードストライクと比較して多いのか。 	<p>バードストライクを比較した資料は把握していませんが、風力発電施設は自然度の高い場所に設置される傾向にあることから、希少鳥類や渡り鳥のバードストライク等が懸念されていると考えています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ バードストライクを避ける手段等の検討はされているのか。 	<p>風力発電施設のブレードに彩色することで衝突リスクを低減する可能性について、調査が行われているということは確認しています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法の対象規模が 1 万 kw となった場合、仮に 1 基 500kw とすると 20 台以上でないと対象とならない。設置数を減らして事業を実施すると環境影響評価の対象にならずに風力発電施設が設置されるという可能性があると思うが問題はないのか。 	<p>対象規模については、総出力で規制する方法や設置基数で規制する方法、或いは改変面積で規制する方法等が考えられます。環境省の考え方や他府県の状況等も踏まえ検討することとしています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設の風力発電施設のみでは影響が小さい場合であっても近傍に新たな風力発電施設が設置されることで結果的に環境影響が生じる場合もあると思うが、このような場合の対応はどのようなのか。 	<p>条例の対象事業においては、設置のみならず変更の事業もアセス手続の対象としていることから、風力発電施設についても同様に規定する予定です。詳細については、今後、法のアセス手続の対象となる風力発電所の変更の事業の内容等を踏まえ、検討することとしています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電施設の設置に当たっては、沖縄の地域風土、気象風土に適合するような施設を整備する必要がある。 	<p>風力発電施設の設置に当たっては、事前に地域住民等へ十分に説明していただくことや景観等を著しく損ねる場所への設置等については可能な限り避けていただく必要があると考えています。配慮書手続における説明会の在り方や風力発電施設を設置する際に配慮していただく事項等について、十分に検討したいと考えています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米軍基地内で風力発電施設を設置するという情報はありますか。 	<p>米軍基地内における風力発電施設の設置計画については把握していません。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他府県では、風力発電施設に対する苦情等へどのように対応されているのか。 	<p>それぞれ風力発電施設を設置或いは管理している事業者によって適切に対応していると思いますが、環境省でもアンケート調査を実施し、苦情等の実態把握や対策状況を取りまとめているところです。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電施設が炎上している事故があったが、非常に危険だと思う。安全管理をしっかりと行う必要がある。 ・宮古島に設置していた風力発電施設が、台風等により倒壊した事例があるが、台風等の対策は講じられているのか。 ・パワーポイント資料の 11 頁に「設置する箇所から住宅までの距離」があるが、住宅以外の施設（工場、畑等）は検討対象にしていないのか。 ・風力発電施設を海上に設置するという話を聞いたことがあるが、日本で海上等に設置する可能性はあるのか。 	<p>今回の条例改正により配慮書手続を導入し、地域住民等に対し事業の早期段階から説明会を行っていただくことにしています。</p> <p>可倒式の風力発電施設について、県内でも実証研究が行われています。</p> <p>環境省が実施したアンケート調査からの抜粋ですが、当該調査については直近の住宅までの距離ということで調査を実施しており、設置箇所から住宅以外の施設までの距離に関するデータは記載されていません。</p> <p>洋上風力発電等については、国において実証事業を行い、環境影響について調査していると聞いています。</p>
配慮書手続について	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮書の説明会における事項について、説明が義務となる事項はあるのか。 ・説明会の開催予定日の通知が当該予定日の一週間前となっているが、短くないか。 ・ゼロオプションが重要になってくると考えているが、パブリックコメントでは「複数案の設定については殆ど選択肢がない。」といった意見も見受けられる。この辺のバランスについてはどのように考えているか。 ・複数案の提示について、どれだけ変えれば複数案になるのかという線引きが難しいと思うが、図書を提出する前に担当部署等でチェックする事になるのか。 	<p>説明会における説明事項等については、今後、技術指針で定めることとしています。</p> <p>現在の条例では「準備書に係る説明会開催予定日の一週間前までに開催日時及び場所等を公告するものとする。」と規定されており、配慮書や方法書の説明会についても同様の規定とすることを考えています。なお、事業者においては、説明会開催日の二週間前に公告している事例もあります。</p> <p>ゼロオプションも含めた複数案の設定については、事業毎に設定の考え方が異なってくると考えられます。今後、国において策定する基本的事項等を踏まえながら技術指針で示すことにしています。</p> <p>手続として事前にチェックする旨の規定は予定していませんが技術指針で複数案の考え方を示すことにしています。</p>
方法書手続について	<ul style="list-style-type: none"> ・方法書の審査期間が 60 日から 90 日になり、30 日間延長されることになるが、30 日延長するとした理由は何か。 	<p>方法書は環境影響評価を行う場合の設計書に当たるもので、知事意見を述べる際の審査の充実を図るため、法の審査期間と合わせて 90 日とするものです。また、法対象事業と条例対象事業が合わさった事業の事例もあり、審査会における審査も考慮して、60 日から 90 日にすることを考えています。</p>
適用除外規定について	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法第 52 条第 3 項の適用除外について、予想される政令の規定はどのようなものか。 	<p>政令で規定する事業は決まっていません。なお、環境省からは大震災等による大量の災害廃棄物の処分場が想定されると聞いています。</p>
パブリックコメントについて	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントで「環境省の方針を踏まえ検討する。」といった見解があるが、環境省の方針は何らかの形で示されるものなのか。 	<p>法改正後のアセス手続の詳細な点については、基本的事項等で定めることとなっており、基本的事項については、平成 24 年 3 月に公表されることとなっています。県においても基本的事項等を踏まえ、規則の改正、技術指針の改定を行っていく考えです。</p>